

平成 19 年度版
わかる FP 技能検定 2 級・3 級 基本書
【法改正による修正・訂正のお知らせ】

(株)住宅新報社 法律・資格図書編集部
 TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、19 年度 1 月の本試験は、平成 19 年 10 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題されます。

ページ・位置	改正前	改正後
62 上 1 行目	都市銀行・地方銀行・第 2 地方銀行・～	都市銀行・地方銀行・ ゆうちょ銀行 ・第 2 地方銀行・～
62 上 7 行目～	財形貯蓄・元本補填のある金銭信託・貸付信託・ビッグ等	財形貯蓄・元本補填のある金銭信託・貸付信託・ビッグ・ 通常貯金・定額貯金・定期貯金・通常貯蓄貯金等
62 上 11 行目～	債権・投資信託・郵便局商品・一時払養老保険～	債権・投資信託・一時払養老保険～
62 下 2 行目～	<u>郵便貯金</u> ・国債については～	国債については～
62 欄外 上 1 行目～	〔預金保険対象外商品の留意点〕 郵便局の取り扱う商品は～国が全額保証しています。	削除
63 下 8 行目～	生ずるおそれの有無とその原因、また権利行使期間の制限や～	生ずるおそれ、あるいは、 当初元本を上回る損失が生ずるおそれの有無とその原因、取引の仕組みの重要な部分 、また権利行使期間の制限や～
63 下 1 行目	～なりません。	～なりません。また、 不確実な事項について断定的判断を提供すること等を禁止し、禁止行為があった場合の損害額は、元本欠損額と推定します。
64 上 9 行目の下	表の下に加える。 (4) 適合性の原則	顧客の知識・経験・財産の状況及び当該金融商品の販売の契約目的に照らして、顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明販売を行うことが必要です。

下1行目の下に下記を加える。

(4) **金融商品取引法**

「証券取引法」が「金融商品取引法」として、改正されました。「金融先物取引法」「投資顧問業法」「外国証券業者に関する法律」「抵当証券業の規制等に関する法律」を廃止し、計89の法律を改正して、その一部が「金融商品取引法」に統合されて、平成19年9月30日に施行されました。投資家保護を図ることを目的とするため、今まで金融商品ごとに定められていた各法律を、金融商品取引法で包括的に規制対象としています。

<p>(1) 金融商品取引業</p>	<p>金融商品取引業を行う業者は、「金融商品取引業者」として、内閣総理大臣の登録を受け、金融商品取引法で規制されます。 金融商品取引業は、次の4種類に分類されます。</p> <p><金融商品取引業の種類> ・第一種金融商品取引業 ・第二種金融商品取引業 ・投資運用業 ・投資助言、代理業</p>
<p>(2) 規制の対象</p>	<p>金融商品取引法が施行され、今まで法のすき間となって規制されていなかった、一部のデリバティブ取引等も規制の対象となりました。一般の預金や保険は、それぞれ「銀行法」「保険業法」で規制されており、金融商品取引法の対象外です。なお、預金や保険であっても、投資性の強い商品は、金融商品取引法と同様の販売・勧誘ルール等についての規定が適用されるよう整備しています。</p> <p><金融商品取引法の規制対象> ・国債、地方債 ・社債 ・株式 ・投資信託 ・信託受益権 ・抵当証券 ・商品ファンド(集団投資スキーム)・外国為替証拠金取引 ・デリバティブ取引(金融に関する先物、スワップ、オプション取引等)など</p>
<p>(3) 行為規制の内容</p>	<p>金融商品取引業者の顧客を「一般投資家(アマ)」と「特定投資家(プロ)」に区別し、特定投資家(プロ)に対しては、広告の規制・書面交付義務・適合性の原則などは適用されません。</p> <p><行為規制の内容> ・標識の掲示 ・広告の規制 ・書面交付義務(契約締結前および契約締結時) ・適合性の原則 ・損失補填の禁止 など</p>
<p>(4) 罰則規定</p>	<p>有価証券届出書や有価証券報告書の虚偽記載やインサイダー取引などに対する罰則を強化しました。</p> <p><例> 有価証券届出書や有価証券報告書の虚偽記載 10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又は併科 (法人は両罰7億円以下の罰金)</p>

65
下1行目

<p>66 上10行目</p>	<p>～の金融商品等があり、当然に郵便局の貯金等も～</p>	<p>～の金融商品等があり、ゆうちょ銀行の貯金等も～</p>
<p>66 下4行目</p>	<p>(3)郵便局の金融商品は？</p>	<p>(3)ゆうちょ銀行の金融商品は？</p>
<p>66 下1行目</p>	<p>郵便局の金融商品</p>	<p>ゆうちょ銀行の金融商品</p>
<p>77 上1行目</p>	<p>第3節 郵便局の金融商品</p>	<p>第3節 ゆうちょ銀行の金融商品</p>

77 上7行目	(1) <u>郵便局の商品一覧</u>	(1) <u>ゆうちょ銀行の商品一覧</u>
77表 預入金額/ 通常貯金 の欄	10円以上1円単位	1円以上1円単位
77表 マル優適用/ 通常貯金 の欄	あり(<u>郵貯非課税制度</u>)	あり
77表 預金保険の適 用/通常貯金 の欄	なし(国が元本と利子を保証)	あり
77表 マル優適用/ 通常貯蓄貯金 の欄	あり(<u>郵貯非課税制度</u>)	あり
77表 預金保険の適 用/通常貯蓄 貯金 の欄	なし(国が元本と利子を保証)	あり
77欄外 上8行目の上	<p>下記文を加える。</p> <p style="text-align: center;">〔ゆうちょ銀行〕</p> <p>平成19年10月1日、郵政民営化により、今までの郵便貯金はゆうちょ銀行へ引き継がれました。</p>	
78 上8行目	総合通帳	総合口座
78 上9行目	<u>通常貯金に定額貯金等を</u>	<u>通常貯金に担保定額貯金等を</u>
78 上11行目～	<u>「ゆうゆうローン」</u>	<u>「自動貸付」</u>
78 下4行目～	<u>満期日までとなり、これに送金や寄付金等の付加的機能をつけたものが「ぱるる」と呼ばれています。</u>	満期日までとなります。
78 下2行目～	(注) 組み合わせることができるものには、定額貯金、ニュー定期、積立貯金があります。	(注) 組み合わせることができるものには、 担保定額貯金、担保定期貯金 があります。
79 上1行目 (表見出し)	ニュー定期	定期貯金
79表 ニュー定期/ 特徴 の欄	スーパー定期の郵便局版	スーパー定期の <u>ゆうちょ銀行</u> 版

79 表 マル優適用/ 定額貯金 の 欄	あり（郵貯非課税制度）	あり
79 表 マル優適用/ （新）定期貯 金 の欄	あり（郵貯非課税制度）	あり
79 表 預金保険の適 用/定額貯金 の欄	なし（国が元本と利子を保証）	あり
79 表 預金保険の適 用/（新）定期 貯金 の欄	なし（国が元本と利子を保証）	あり
79 下 4 行目 ~	（注）すべての郵便局の貯金の預入額は、 ~ また、郵便局の ATM での利用手数料は、	（注）すべての <u>ゆうちょ銀行</u> の貯金の預入額 は、~ また、 <u>ゆうちょ銀行</u> の ATM での利用手数料は、
79 欄外	<p>下記文を下段に加える。</p> <p>〔担保付定額貯金〕 通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときは、自動貸付の扱いとなります。</p> <p>〔担保付定期貯金〕 預入期間は 3 カ月以上 5 年以下です。通常貯金の残高を超える払戻しの請求があったときは、自動貸付の扱いとなります。</p>	
80	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">その他の商品</div> の項目と表のすべて削除	
95 表 個人向け国債 変動金利型・ 個人向け国債 固定金利型/ 換金 の欄	ただし、直前 2 回分の利子相当額（税引前）が差し引かれる	ただし、直前 2 回分の利子相当額（税引前）が差し引かれる
95 表の下	<p>下記文を加える。</p> <p>平成 20 年 4 月 15 日以後に国が買い取る場合は、利子相当額（税引前）×0.8 が差し引かれます。</p>	
119 上 11 行目	郵便局による	ゆうちょ銀行 による
120 上 2 行目	特別マル優・ <u>郵貯非課税制度</u> があり、	特別マル優があり、

120 上 10 行目	～は廃止されました。	～は廃止されました。また、平成 19 年 10 月 1 日以降、郵政民営化により、郵貯非課税制度は廃止されました。
120 下 5 行目～	・公募地方債のみ、 <u>郵貯非課税は、郵便局の大半の商品を対象としており</u> 、合計で 1 人 1,050 万円まで	・公募地方債のみを対象としており、合計で 1 人 700 万円まで
244 下 6 行目～	学資保険、 <u>教育積立郵便貯金</u> の利用、	学資保険の利用、
246 上 13 行目	学資保険は、郵便局が取り扱う保険で	学資保険は、 かんぽ生命保険 が取り扱う保険で
246 表 見出し	教育積立郵便貯金 の下に下記文章を加える。 平成 19 年 10 月 1 日以降、新規取扱いはありません。	
248 欄外 上 1 行目	〔郵便局の教育積立貯金〕 の下に下記文章を加える。 平成 19 年 9 月 30 日までに積立開始分のみ適用されます。現在、新規取扱いはありません。	
250 上 12 行目	財形住宅貯蓄、住宅積立郵便貯金、住宅債券積立を理解します。	財形住宅貯蓄などを理解します。
254 下 6 行目	旧住宅金融公庫の発行する	旧住宅金融公庫(平成 19 年 4 月 1 日以降は独立行政法人住宅金融支援機構)の発行する
266 上 1 行目～	ゆうゆうローン 郵便局の総合通帳とローンを組み合わせたもので、総合口座同様の制度です。融資限度額は定期性貯金の合計額の 99% 以内(最高 300 万円)となっており、予定利率 + 0.5% の利率(ニュー定期の場合) 予定利率 + 0.25% の利率(定期貯金、積立貯金の担保の場合)に分かれています。	ゆうちょ銀行の総合口座 ゆうちょ銀行の通常貯金に担保定期貯金または担保定期貯金を 組み合わせたもので、 の 総合口座同様の制度です。融資限度額は 担保貯金 の合計額の 99% 以内(最高 300 万円)となっており、予定利率 + 0.5% の利率(担保定期貯金 の場合) 予定利率 + 0.25% の利率(担保定期貯金 の場合)に分かれています。
266 欄外 上 4 行目～	融資限度額は定期性貯金の合計額	融資限度額は 担保貯金 の合計額
272 下 10 行目	(保険料率 $\frac{146.42}{1000}$ (平成 18 年 9 月より))	(保険料率 $\frac{149.96}{1000}$ (平成 19 年 9 月より))
277 下 12 行目	離職日以前 1 年間に賃金支払の基礎となった日数が 14 日以上のもので 6 カ月以上であることが必要。	離職日以前 2 年間に賃金支払の基礎となった日数が 11 日以上のもので 12 カ月以上であることが必要。
277 下 6 行目	日数が 14 日以上のもの	日数が 11 日以上のもの

282 表 保険料計算過程/報酬・厚生年金 の欄	標準賞与額 × $\frac{146.42}{1000}$	標準賞与額 × $\frac{149.96}{1000}$				
286 表 その他保険料 / 第 2 号被保険者 の欄	$\frac{146.42}{1000}$	$\frac{149.96}{1000}$				
309 欄外	<p>下記文を加える。 〔高年齢求職者給付金〕 同一事業主に、65 歳に達した日の前日から引き続き 65 歳以降も雇用される人が 65 歳以上で離職した場合、最高 50 日分が一時金で支給されます。</p>					
310 上 5 行目の下	<p>下記を加える。 育児に関する給付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">育児休業基本給付金</th> </tr> <tr> <td>被保険者が満 1 歳未満の子(一定の場合 1 歳 6 カ月に達するまでの子)を養育するために休業した場合に支給されるもので、休業開始前の 2 年間に 12 カ月以上被保険者期間があり、休業期間中賃金が支払われないとき、または賃金が休業開始時の 80% 未満となったときに、<u>休業開始前賃金の 30%</u>が支払われます。</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">育児休業者職場復帰給付金</th> </tr> <tr> <td>育児休業基本給付金を受けることができる被保険者が、育児休業後、同じ職場に復帰して 6 カ月以上経過したときに、<u>休業開始前賃金の 20%</u>が支払われます。</td> </tr> </table> <p>平成 19 年 3 月 31 日以降に職場復帰した者から平成 22 年 3 月 31 日までに育児休業を開始した者が対象となります。給付率が、従来の合計 40% から 50% に引き上げられました。</p>		育児休業基本給付金	被保険者が満 1 歳未満の子(一定の場合 1 歳 6 カ月に達するまでの子)を養育するために休業した場合に支給されるもので、休業開始前の 2 年間に 12 カ月以上被保険者期間があり、休業期間中賃金が支払われないとき、または賃金が休業開始時の 80% 未満となったときに、 <u>休業開始前賃金の 30%</u> が支払われます。	育児休業者職場復帰給付金	育児休業基本給付金を受けることができる被保険者が、育児休業後、同じ職場に復帰して 6 カ月以上経過したときに、 <u>休業開始前賃金の 20%</u> が支払われます。
育児休業基本給付金						
被保険者が満 1 歳未満の子(一定の場合 1 歳 6 カ月に達するまでの子)を養育するために休業した場合に支給されるもので、休業開始前の 2 年間に 12 カ月以上被保険者期間があり、休業期間中賃金が支払われないとき、または賃金が休業開始時の 80% 未満となったときに、 <u>休業開始前賃金の 30%</u> が支払われます。						
育児休業者職場復帰給付金						
育児休業基本給付金を受けることができる被保険者が、育児休業後、同じ職場に復帰して 6 カ月以上経過したときに、 <u>休業開始前賃金の 20%</u> が支払われます。						
314 上 10 行目	<p>退職者医療制度 の下に下記文を加える (平成 20 年 4 月以降廃止され、新規にこの制度に加入することはできません。)</p>					
314 上 15 行目の下	<p>下記文を加える 高年齢者医療制度 平成 20 年 4 月より 75 歳以上の者は現在の老人保険制度の廃止により、高年齢者医療制度の加入者となります。</p>					
331 上 6 行目 ~	おそれがあるときは、その旨及び当該指標	おそれがあるとき、 あるいは、当初元本を上回る損失が生じるおそれがあるとき は、その旨及び当該指標				
350 下 15 行目	(5) 簡易保険と共済制度	(5) かんぼ生命保険と共済制度				
350 下 14 行目	簡易保険 郵便局が取り扱う保険で、	かんぼ生命保険 平成 19 年 10 月 1 日郵政民営化により、 かんぼ生命 が取り扱う保険で、				
410 下 15 行目 ~	(マル優・特別マル優・ <u>郵貯マル優</u>)	(マル優・特別マル優)				
414 上 4 行目	郵便預金の元本 350 万円	削除				